

令和6年度若手IT起業家創出支援事業委託業務 仕様書

1. 業務の名称

令和6年度若手IT起業家創出支援事業委託業務

2. 業務の目的

地域経済の持続的な発展及び県内情報通信産業の活性化を図るため、地域課題解決を目的としたWEBアプリサービスの開発等に必要なプログラミング技術及び起業に関する知識やマインド等を習得する短期集中合宿講座を開催するとともにアフターフォローを実施し、地域課題の解決を図ることが可能な若手IT起業家等を創出する。

【参考】

あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン

<https://www.pref.ehime.jp/h30100/documents/dxplan.pdf>

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4. 事業内容

(1) ワークーション施設の選定・調整

短期集中合宿講座期間中に使用するワークーション施設の選定・調整を遅滞なく行うこと。なお、ワークーション施設の選定にあたっては以下の点を留意すること。

【ワークーション施設の選定における留意事項】

- ・愛媛県内のワークーション施設（※）であること。
- ・短期集中合宿講座期間中に参加者全員が宿泊・生活ができる施設であること。
- ・ネットワーク環境が整備された施設、もしくは受託事業者においてネットワーク環境が準備できる施設であること。
- ・ワークーション施設の最終的な使用施設の決定については事前に愛媛県と協議を行うこと。

※ 原則として、愛媛県今治市の大三島にあるワークーション施設を想定している。他方で本事業の目的に即してより良い施設や合宿講座運営に適した施設を準備できる場合はその限りではありません。

(2) 短期集中合宿講座の企画・準備

①短期集中合宿講座の企画

本事業は、短期集中的に、地域課題を解決するためのWEBアプリサービスの開発等に必要なプログラミング技術の習得及び愛媛県内で起業可能なマインドや知識を有する人材を育成することを目的としているため、それらの目的に合致した合宿講座のプログラム内容を企画・構築すること。

<想定しているプログラム内容の骨子（案）>

- ・プログラミング学習
- ・データ分析、活用に関する学習
- ・WEB アプリサービスの開発学習
- ・地域課題の発見や解決に関する学習
- ・起業に関する知識やマインドの醸成、ビジネスのプロトタイプ造成に関する学習
- ・最終課題製作及びコンペ 等

②短期集中合宿講座の準備

必要に応じて短期集中合宿講座で使用する機材の借り上げを行う等、開催に向けた準備を滞りなく行うこととする。なお、全体スケジュール等は下記「短期集中合宿講座開催全体イメージ」を参考にすること。

(参考) 短期集中合宿講座開催全体イメージ

スケジュール (想定)	事業イメージ
参加者募集期間 (概ね2か月)	(対象者及びPR手法) > 募集対象者は愛媛県内で地域課題の解決を担うIT企業の起業を目指す者としてすること。 > 短期集中合宿講座の参加者募集にあたっては専用HPを開設すること。 > 受託事業者のPR網を活用し、全国規模で広く参加者募集の広報を実施すること。
審査選考期間 (概ね2、3週間)	(参加者の選考審査等) > 募集時に愛媛県での起業への思い(志望動機)の確認、事前テスト等を実施のうえ選考審査をすること。 > 原則、参加者の定員は最大20名とするが、本事業の効果を高めるためにやむを得ないと考えられる場合はこの限りではない。 > 参加者から愛媛県での起業に対する宣誓書を徴すること。
短期集中合宿講座 開催 (概ね3か月)	(開催場所及び期間) > 受託事業者において県内ワーケーション施設等の借り上げ(10週間程度)を行うこと。 (プログラム内容) > 平日はワーケーション施設内で課題学習、毎週土日(計20日間程度)はリアル講義を開催するようなプログラムを策定すること。 > プログラムの構成は、愛媛県での起業にかかる機運を醸成するような内容とすること。 (参加費用、その他) > 参加者の受講料は無料とすること。ただし、参加者が短期集中合宿講座に参加するための交通費や滞在期間中の生活費等については参加者負担とすること。 > 修了証授与式の開催を予定しているため、修了証の作成など、県と調整を行うこと。
アフターフォロー 期間 (概ね2か月)	(参加者へのアフターフォローについて) > 開催後2か月程度は短期集中合宿講座参加者の質問受付等、フォローアップ体制を維持すること。

(3) 参加者の募集・広報・選考

①参加者の募集対象者

- ・募集対象者は愛媛県内で地域課題の解決を担う若手IT起業家等を目指す者としてすること。

②広報活動

- ・参加者募集にあたっては専用HPを開設するとともに、若者が使用しているSNS等を活用するなど、主な参加者として想定する20代から30代の若者に情報が効果的に提供できる手段での広報活動を実施すること。
- ・広報にあたっては、適宜情報の発信や更新を行い、合宿講座に対する応募者の不安解消に努めること。

- ・受託事業者のPR網を活用し、全国規模で広く参加者募集の広報を実施すること。

③参加者の選考審査

- ・参加者の選考にあたっては、愛媛県での起業への思い（志望動機）の確認、事前テスト等を実施のうえ審査を行い、愛媛県との協議を経て最終決定すること。
- ・参加者の定員は最大20名とする。ただし、本事業の効果を高めるためにやむを得ないと考えられる場合はこの限りではない。
- ・参加者の6割程度（※）は、県民及び本県出身のUターン者となるよう、県民枠を設定のうえ優先して選考すること。
- ・参加者から愛媛県での起業に対する宣誓書を徴すること。

※原則、愛媛県民枠を6割程度と想定している。他方、本事業の目的に即してより良い人材からの参加希望が多数ある等の場合はその限りではなく、事前に愛媛県と協議を行ったうえで選考すること。

(4) 参加者、講師との連絡調整等

①参加者の連絡調整

- ・短期集中合宿講座参加者との連絡調整を行うこと。

②講師の選定・連絡調整

- ・参加者がアプリ開発に必要なプログラミング技術、起業に関する知識を習得できるような講師を選定すること。

(5) 短期集中合宿講座の開催

①開催期間

- ・受託事業者において県内ワーケーション施設等の借り上げを行い10週間程度のプログラミング技術の習得および起業に向けたマインドや知識を習得することを目的とした合宿講座を行うこと。

②プログラム内容

- ・平日はワーケーション施設内で課題学習、毎週土日（計20日間程度）はリアル講義を行うこととし、短期集中合宿講座中は参加者からの質問等に常時対応ができる体制とすること。
- ・原則、参加者のプログラミング技術の取得状況については進捗確認を行うこと。
- ・市場調査やニーズ調査の方法を指導するなど、参加者がビジネスのプロトタイプの検討やブラッシュアップを効果的に行えるよう努めること。

③参加費用

- ・短期集中合宿講座の受講料は無料とすること。
- ・なお、参加者が短期集中合宿講座に参加するために要した交通費や滞在期間中の生活費等については、参加者負担とすること。

④修了証授与式

- ・10週間の短期集中合宿講座終了後、愛媛県庁での修了証授与式の開催を予定しているため、修了証の作成や参加者の輸送等の各種事務について、県との調整を行うこと。

⑤その他

- ・参加者が短期集中合宿講座を通じて愛媛県で起業する意識やチーム感覚を醸成できるような仕掛け、工夫を行うこと。
- ・短期集中合宿講座期間中における参加者の受講について適切な管理体制を構築するとともに、愛媛県に対して連絡相談が必要な場合は速やかに行うこと。

(6) 短期集中合宿講座終了後のアフターフォロー

①参加者への質疑応答対応

- ・短期集中合宿講座終了から概ね2か月間は、参加者からの質問及び相談等に対して専門家による継続支援を行い、知識の定着及び起業に結び付けるフォローを実施すること。

②参加者へのフォローアップ調査

- ・短期集中合宿講座終了2か月間後、別途県から指定する時期において、参加者の現況及び起業に向けた取組み等についてフォローアップ調査を行う。

(7) 委託事業報告書の作成等

①中間報告について

- ・県の求めがあった場合は、事業の進捗状況について中間報告を行うこと。

②事業結果報告について

- ・県の求めがあった場合は、事業の結果について、県主催のセミナー等で報告を行うこと。

③委託事業報告書の作成について

- ・事業実施結果を取りまとめるうえ、以下の内容を盛り込んだ報告書を作成すること。
(想定している内容)

◆事業で取り組んだ内容

◆参加者募集及び選考審査手法

◆短期集中合宿講座のプログラム内容

◆受講生の合宿期間における成果内容

◆アフターフォローの実施結果

◆受講生へのアンケート調査

◆事業総括（事業における課題、より効率的・効果的な事業実施手法の検討）等

- ・なお、報告書に盛り込む内容については、県と協議の上、必要に応じ適宜見直すことができるものとする。

5. その他留意事項

(1) 業務内容については、実施の際に県と協議の上、決定すること。

(2) 本業務に係る一切の経費（コンサルティング、参加者費用（旅費及び生活費は除く）、講師費用、交通費、宿泊費及び各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。

(3) 受託者は、本事業の執行時において、県内の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑

み、短期集中合宿講座参加者および講師の体調管理のほか、必要な対策を講じることとする。

- (4) 事故、天災又は感染症の流行等により、委託業務に著しい影響を与える事情が生じたときは、県と協議の上、事業内容を変更すること。
- (5) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (6) 本事業で知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。(事業終了後も同様の扱いとする。)
- (7) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に関して疑義を生じた事項は、県と協議の上、対応すること。
- (9) 本事業における成果物等は、原則として全て県に帰属することとする。ただし、成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

6. 成果物

(1) 納入物

納入物は、以下のとおりとする。なお、電子媒体(CD-RもしくはDVD-R等)、紙媒体で各1部ずつ納入すること。

- ①委託事業報告書
- ②本事業で使用した教材
- ③そのほか、本事業を実施するために作成した資料 等

(2) 納入先

〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟
愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ
TEL : 089-912-2471
メール : sangyosoyutsu@pref.ehime.lg.jp